



JFRL 情報宅配

* 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [地理的表示(GI)法に基づき意見を聴取する学識経験者の名簿の公表及び「地理的表示登録に係る学識経験者委員会」の開催について]

【概要】特定農林水産物等の名称の保護に関する法律[地理的表示(GI)法]に基づき、特定農林水産物等の登録申請等について、「地理的表示登録に係る学識経験者委員会」が 12 月 15 日に開催されました。本委員会にて聴取された学識経験者の意見を踏まえて、農林水産大臣が登録の判断を行うこととなります。

【申請農林水産物等の名称】鹿児島県の壺造り黒酢、八女伝統本玉露、夕張メロン、江戸崎かぼちゃ、あおりカシス、神戸ビーフ、但馬牛 <http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/151211.html>

平成 27 年 12 月 11 日 農林水産省 食料産業局 知的財産課

* 厚生労働省 * (<http://www.mhlw.go.jp/>)

1. [平成 26 年「国民健康・栄養調査」の結果 ～所得により生活習慣の状況に差、健診の未受診者健康状態に課題～]

平成 26 年 11 月に実施した「国民健康・栄養調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

「国民健康・栄養調査」は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、毎年実施しています。平成 26 年は重点項目として、所得と生活習慣等に関する状況について把握しました。

調査結果のポイント—〈基本項目に関する状況〉肥満者の割合、糖尿病が強く疑われる者の割合は、男女ともに増加せず推移し、収縮期血圧の平均値は経年的にみて男女ともに低下傾向にあるなど、生活習慣病の予防対策に一定の効果がみられている。一方で、喫煙している者の割合は平成 22 年以降男女とも減少しておらず、このうち、たばこをやめたいと思う者の割合が男性 26.5%、女性 38.2%にとどまるなど、引き続き対策が必要である。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000106405.html>

平成 27 年 12 月 9 日 厚生労働省 健康局 健康課

* 文部科学省 * (<http://www.mext.go.jp/>)

1. [日本食品標準成分表の改訂について]

【概要】今般、15 年ぶりとなる収載食品の拡充や、新たに炭水化物成分表を作成するなど、大幅に改訂され、年度内を目標に公表する予定です(12 月 25 日公表予定)。

http://www.mext.go.jp/a_menu/syokuhinseibun/_icsFiles/afieldfile/2015/12/10/1362535_1.pdf

平成 27 年 12 月 科学技術・学術政策局 政策課 資源室

* 消費者庁 * (<http://www.caa.go.jp/>)

1. [景品表示法に課徴金制度を導入する改正法の施行期日政令及び整備政令の閣議決定について]

不当景品類及び不当表示防止法に課徴金制度を導入する不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に向け、「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が、本日、閣議決定されました。これにより、同法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/141211premiums_1.pdf

平成 27 年 12 月 11 日 消費者庁 表示対策課

2. [食品表示基準に基づく消費者向け及び事業者向けパンフレットの公表について]

・ 知っておきたい食品の表示 (平成 27 年 11 月版)

制度の主な変更点の御紹介など http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syoku_hyou_all.pdf

・ 早わかり食品表示ガイド (平成 27 年 11 月版)

〈事業者向け〉～食品表示基準に基づく表示～ http://www.caa.go.jp/foods/pdf/jas_1511_all.pdf

平成 27 年 11 月 25 日 消費者庁 食品表示企画課

3. [食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会] (12月4日開催)

【開催の経緯】「インターネット販売の取扱い」は、「食品表示一元化検討会報告書」及び消費者基本計画において、専門的な検討の場を別途設け、引き続き検討すべき課題とされたところです。

また、本年4月1日に食品表示法に基づく新たな食品表示制度が開始したことを受け、消費者がより快適な環境下でインターネット販売を利用できるよう、事業者の情報提供に係る自主的な取組や消費者の求める情報を調査し、参考となる事例を周知していきたい考えです。

検討項目：インターネット販売に係る情報に関する事項として、(1) 必要な情報の内容、(2) 必要な情報提供の方法、(3) 情報提供の促進のための方策 等

開催頻度：1～2ヶ月に1回、平成28年秋頃、報告書公表予定。 <http://www.caa.go.jp/foods/index26.html>
平成27年11月24日 消費者庁 食品表示企画課

* 食品安全委員会 * (<http://www.fsc.go.jp/>)

1. [「健康食品」に関する情報]

食品安全委員会では、「健康食品」について、平成27年12月8日の第587回食品安全委員会において報告書及びメッセージをとりまとめました。

報告書：https://www.fsc.go.jp/osirase/kenkosyokuhin.data/kenkosyokuhin_houkoku.pdf

メッセージ：https://www.fsc.go.jp/osirase/kenkosyokuhin.data/kenkosyokuhin_message.pdf

<https://www.fsc.go.jp/osirase/kenkosyokuhin.html>

平成27年12月8日 食品安全委員会

* 第153号のトピックス *

[私どものQA (品質保証) の取組みについて]

《私たちの成績書を安心して使っていただくために》

食品表示法及び機能性表示食品制度がスタートし、分析した数値の信頼性がなお一層求められるようになっていますが、実は、私たちは30年以上前から内部精度管理など品質保証に取り組んできました。

現在私たちは、ISO 9001:2008の全事業所での認証取得や、基礎成分、ビタミン類、ミネラル類を含めた広範囲な栄養成分分析等でISO/IEC 17025:2005の認定(いわゆる試験所認定)を取得しています。また、食品衛生法登録検査機関として、GLP (Good Laboratory Practice) による業務管理を実施するとともに、対米等及び対EU輸出牛肉の認定施設の残留物質検査の分析機関として、厚生労働省から認定されています。

《試験所の食品分析の能力とは》

分析機関の能力はどのように評価するのでしょうか？

国際的な基準の1つとして「Codex CAC/GL27:1997, 2006 修正 “Guidelines for the Assessment of the Competence of Testing Laboratories Involved in the Import and Export Control of Food” (食品の輸出入規制にかかわる試験所の能力評価に係るガイドライン)」では要求事項として以下の4つをあげています。

- ① ISO/IEC 17025 に示される一般的な管理基準の遵守
- ② 食品分析の適切な技能試験プログラムへの参加
- ③ 妥当性確認された分析方法の使用
- ④ 内部品質管理 (内部精度管理) の実施。



これらを踏まえ、私どもでは定期的に国内外の技能試験に参加し、分析方法が意図する目的にあっているか、また分析システムが正しい管理状況下であったかの客観的な証拠を常にモニタリングしています。

また、品質保証体制として、品質システムに係る企画・立案及び承認業務を行うため、理事会直轄の「品質システム委員会」及び信頼性統括部門「品質保証部」を設置しています。これらの活動はマネジメントレビューを通して組織一丸となって継続的改善に取り組み、技術力の向上と信頼性確保に努めています。

2016年2月10日 JFRL 講演会東京開催決定！ テーマは待望の新食品成分表を予定しています。
～詳細は新春にご案内予定です。乞うご期待ください！～

配信元：一般財団法人日本食品分析センター (<http://www.jfrl.or.jp>)

内容に関するお問合せは、お客様サービス部 業務推進課までファクシミリでお願い致します。

業務推進課 Fax No. 03-3469-7268 まで